

測量調査設計業務入札参加者の皆様へ

平成29年度の入札制度等については下記のとおりとしますので、遺漏なきようお願いいたします。

なお、上下水道局、市立四日市病院の発注についても、特に定めのない限り下記の入札制度等を準用します。

記

1. 条件付一般競争入札

本市では、50万円以上の測量調査設計業務について、原則として条件付一般競争入札を実施しています。

- ・ 原則として、毎週水曜日に公告します（上下水道局、病院は毎週月曜日）。
- ・ 入札の公告は、市役所正面玄関横及び調達契約課前の掲示場（上下水道局、市立四日市病院はそれぞれ所定の掲示場）、ホームページ、建通新聞に掲出します。
- ・ 入札方法は郵便による入札とします。必ず指定された郵送方法によるものとし、公告ごとに定められた郵送期間に入札書を送付してください。郵送方法は必ず書留等によるものとし、これを誤るとその入札は無効となります。郵便入札の詳細については本市調達契約課ホームページをご覧ください。
- ・ 市内受任者として登録する場合は、入札参加について「測量・調査・設計業務における四日市市内受任者の認定基準要領」に従った認定が必ず必要となります。
- ・ 入札参加条件等については、共通事項以外は業務発注ごとに異なりますので、各公告内容を確認してください。
- ・ 入札参加者の中から1名の方に入札（開札）の立会いをお願いいたしますので、依頼を受けた方は必ず指定された開札日時に来庁してください。

2. 最低制限価格の設定と算出方法について

「測量調査設計業務」の条件付一般競争入札及び指名競争入札は、すべて最低制限価格が設けられています。

最低制限価格（税抜き）の範囲は、予定価格（税抜き）の7/10～9/10の範囲内で下記の考え方により算出される金額とします。

ただし、下記の考え方により算出された金額が予定価格の7/10を下回るときは7/10（万円未満切り上げ）とし、9/10を超えるときは9/10（万円未満切り捨て）とします。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえて設定するものとします。

○算出方法

※下記の合計金額に1万円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てとします。

【測量調査設計業務】

①測量業務

直接測量費＋諸経費×0.6

※諸経費＝間接測量費＋一般管理費等

②設計業務・用地調査業務（権利調査を含む）・工損調査業務

積算に技術経費の項目を計上しない場合

直接原価＋その他原価＋一般管理費等×0.5

③設計業務・用地調査業務（権利調査を含む）・工損調査業務

積算に技術経費の項目を計上する場合

直接業務費＋諸経費×0.6＋技術経費

※諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

建築関係業務においては、直接業務費に特別経費の額を含むものとする。

④地質調査業務

純調査費＋諸経費×0.5＋解析等調査業務費×0.8

※純調査費＝直接調査費＋間接調査費

諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

※ 複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系ごとに端数処理（万円未満切り捨て）を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とします。なお、ここでいう諸経費体系で構成された業務とは、上記①②③④の業務が合算された業務のことであり、②及び③の中で併記された設計業務・用地調査業務（権利調査を含む）・工損調査業務は同一諸経費体系とみなしますので、端数処理は行いません。

また、①②③④それぞれの中に複数業務がある場合についても、端数調整は個別に行いません。

3. 業務委託費内訳書の提出について

原則として全ての入札において業務委託費内訳書の提出を求めます。この場合、郵便入札において入札書に同封して提出してください。なお、所定の業務委託費内訳書の添付がない場合には、当該入札は無効となります。

4. 配置予定の管理技術者、照査技術者（以下、「技術者等」）について

- (1) 照査技術者は当該業務の管理技術者を兼ねることはできません。
- (2) 技術者等を入札日までに適正に配置できなくなった場合は、入札辞退の申し出をしてください
- (3) 技術者等が適正に配置できない場合は、入札参加できません。
- (4) 本市発注業務において、管理技術者は3本まで兼務することが可能です。

ただし、業務履行上の契約違反（落札辞退を除く）による資格停止措置を受けてい

る者は、当該期間終了の翌日から1年間に公告（指名）される業務については、管理技術者の兼務を不可とします。

- (5) 技術者等は、受注者と3ヵ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があることを求めます。3ヵ月以上の雇用関係については、社会保険、雇用保険などの公的な書類（以下、「社会保険等」）をもって確認します。なお、市内業者については、技術職員名簿の届出時の添付書類（社会保険等）で確認します。その際、技術職員名簿に新規登録する技術者が社会保険等を提出できない場合は、市に技術者等の届出をしてから3ヵ月経過後に、登録することとします。
- (6) その他技術者の取扱いについては、別途ホームページをご覧ください。

5. 変更届の提出について

本市業者名簿の登録内容に変更があった場合（個別申請書類以外）は、「三重県・市町・四日市港管理組合共同入札参加資格変更手続要領」を確認の上、『共通変更届』に必要書類を添えて速やかに（公財）三重県建設技術センターへ提出（郵送のみ。宅配便可）してください。

なお、市内業者の方は、個別申請書類（「使用印鑑届」「技術職員名簿」）の内容に変更があった場合は、『四日市市入札参加資格申請書 個別申請書類変更届』に必要書類を添えて速やかに調達契約課へ届け出て（郵送可）ください。

6. 追加登録について

新規又は業種の追加登録の申請をされた方は、本市入札参加資格審査会において参加資格有無の審査を経て、3ヶ月毎（6・9・12・3月）に調製される追加名簿登載後に公告又は指名される案件から、当該業務の入札に参加できます。